

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部
改正（案）に対する意見募集の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料をウェブサイト「電子政府の総合窓口(e-Gov)」等に掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 18 年 7 月 21 日(金)から 8 月 21 日(月)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課他

2. 意見募集の結果

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 意見提出数 | 1 通 |
| (2) 整理した意見の総数 | 1 件 |

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部改正(案)」に対する意見の概要及び対応方針について

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1 全体について	第二種使用等における主務大臣の確認の適用除外の追加について、動物検疫所及び植物防疫所が「適切な拡散防止措置が執られた施設」であることの根拠を示すべきである。	<p>家畜伝染病予防法、植物防疫法等は、家畜の伝染性疾病や植物に有害な動植物のまん延防止などを目的としており、検疫等を行う施設は、伝染病を持つおそれがある動物や、有害な動植物が付着したおそれがある植物を国内に逃亡・拡散させないことを前提として、整備・管理・運営していますので、遺伝子組換えであるかないかにかかわらず、適切な拡散防止措置を執ることができる施設と考えています。</p> <p>また、適切な拡散防止措置を執るには、施設だけではなく、人による適切な管理が必要ですが、検疫等を行う動物検疫所、植物防疫所の職員は、動物又は植物の取扱いに関して専門的な技術・知識を持っていますので、遺伝子組換え動植物の適切な管理を行うことができます。</p>	1